



(はたひろき)

令和5年12月号 vol.110



今年は走る話題を載せておりませんでした(笑)
先日、ラン仲間の大濠555の10周年記念イベントに行ってきました。
朝5時55分に大濠公園に集まって走る仲間。発足初期の頃から参加していたのですが、最近
は、早朝3時から孤独に走る生活となってしまい、久しぶりに会に行ったら、すっかり浦島太郎状
態でした。
ちょっと寂しかった。来年は、たまには会に顔出そうと思った一日でした。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



国税庁の統計によると、この10月1日のインボイス開始に合わせ、フリーランス等の個人事業主の約3割が
インボイス登録を済ませたようです。
登録してみたものの、やはり来年から取消しをしたいという場合の手続きをご説明します。

”適格請求書発行事業者となった事業者が翌課税期間から登録取り消しをしたい場合は？”

例えば、個人事業の方でこんなケース
令和5年9月30日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書(いわゆるインボイス登録)」を提出して、令和5年10月1日から適格請求書発行
事業者になった方。

令和6年は免税事業者になれる(2年前である令和4年の課税売上が1000万円以下)ケースで、令和6年から免税事業者になりたいという場
合。

→令和6年1月1日の15日前の日(令和5年12月17日)までに、「適格請求書発行事業者の登録の取消し」にかかる届出書を、税務署に提出する
必要があります。

通常は、一旦、課税事業者になった場合は、2年間は免税事業者に戻れません。上の特例は、令和5年10月1日から初めて課税事業者になっ
た場合のみの特例になります。

令和5年10月2日以降に、適格請求書発行事業者の登録をして、課税事業者となった方は、取扱いが異なりますのでご注意ください。

「今月の本の紹介」

「やさしいフォーカシング」
(アン・ワイザー・コーネル 著・コスモス・ライブラリー)

フォーカシングというものに興味を持ち読んでみました。
自分でできるこころの処方箋が、フォーカシングです。自分が、本当
はどこへ行きたいのか、何をしたいのか、真実のことを知っている自
分に向き合う手法、心の旅の道案内ともいえます。
本書は、フォーカシングの入門書で、はじめて学ぶ人にも、とても
分かりやすく書かれています。
今は、毎朝のジョグのときに、少しずつフォーカシングを取り入れ
てみています。

「気まぐれ簡単レシピ」

<エビパン>

- ・エビ 正味120g →たたいて粗くつぶす
 - ・おろしニンニク 小1/4、マヨネーズ 大1、塩・コショウ 少々
 - ・ピザ用チーズ 大1 (A)
 - ・パプリカパウダー
 - ・バゲット
- ①バゲットに(A)を塗り、パプリカパウダーをかける。
②トースターで5～10分ほど焼く

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所